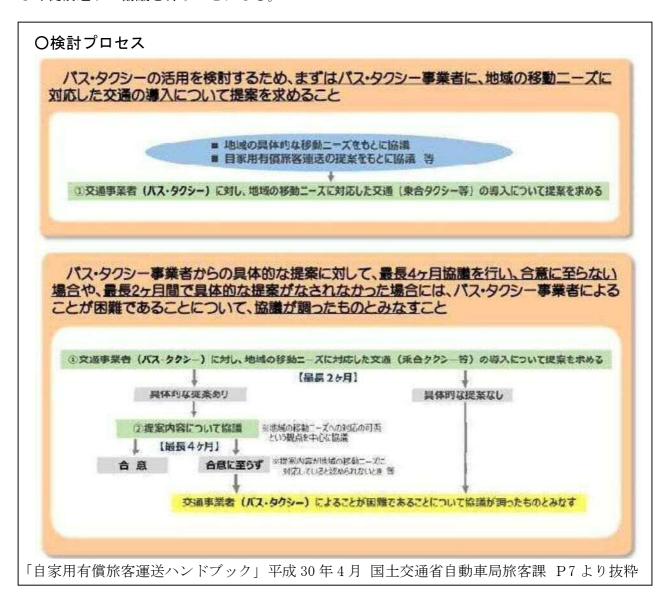
資料4

「検討プロセス」の取り扱いについて

1 「検討プロセス」の活用について

平成30年3月30日付で「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」が改正され、関係者の合意の方法の1つとして、「検討プロセス」が示された。当協議会の運営については、新潟市福祉有償運送運営協議会規則(以下、「規則」という。)に定めており、規則に規定すれば活用できることになった。

一方、これによらない協議を行う旨を協議会で議決した場合は、「検討プロセス」によることなく従前通りの協議を行うことになる。



2 今後の取り扱いについて(案)

当協議会では、規則第6条3項に基づき協議を行い、円滑な合意が得られている。したがって、上記の「検討プロセス」によることなく、これまでと同様に協議を行うこととしたい。

<新潟市福祉有償運送運営協議会規則 第6条3項>

会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。